二〇九　厚生労働大臣が定める離島その他の地域の一部を改正する件　三〇74　二三六
二一〇　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件　三〇74　二三六
二一一　食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件　三〇74　二三七
二一二　指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件　三〇74　二三七
二一三　児童福祉法第二十四条の二十第三項の規定による障害児施設医療に要する費用の額の算定方法及び同法第二十四条の二十一において準用する同法第二十一条の二第二項の規定による診療方針を廃止する件　三〇74　二三七
二一四　児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件　三〇74　二三七
二一五　児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額を廃止する件　三〇74　二三七
二一六　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針を廃止する件　三〇74　二三七
二一七　障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件　三〇74　二三八
二一八　障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件　三〇74　二三八
二一九　児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件　三〇74　二三八
二二〇　児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を廃止する件　三〇74　二三八
二二一　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づき同条第一項の規定による満了日の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十四年八月三十一日まで延長する措置を指定する件の一部を改正する件　三〇74　二三八
二二二　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準　三〇74　二三九
二二三　児童福祉法第二十四条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準　三〇74　二三九
二二四　障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準　三〇74　二三九
二二五　指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの　三〇74　二四〇
二二六　指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの　三〇74　二四一
二二七　指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの　三〇74　二四三
二二八　児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額　三〇74　二四四
二二九　児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項第三号及び第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額　三〇74　二四四
二三〇　障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの　三〇74　二四四
二三一　食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針　三〇74　二四六
二三二　厚生労働大臣が定める離島その他の地域　三〇74　二四六
二三三　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域　三〇74　二四七
二三四　社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部を改正する件　三〇74　二四七
二三五　健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件　三〇74　二四七
二三六　健康保険法施行規則第百六条第八号及び第百七条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件　三〇74　二四七
二三七　健康保険法施行規則第百八条第七号及び船員保険法施行規則第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件　三〇74　二四七
二三八　国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件　三〇74　二四七